

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎国保年金課 ☎(582)1120 📠(582)1138

平成30年度の保険料の額などの通知書を発送します

後期高齢者医療制度の被保険者に、平成30年度の1年間の保険料の額や支払いの方法についての通知書を7月に郵送します。

平成30年度の保険料は、平成29年中の所得に基づいて計算します。

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を公的年金から天引きします。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書または口座振替でお支払いいただきます。

新しい被保険者証を発送します

8月1日から有効の新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入している全員の被保険者証が新しくなります。

8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください(有効期限をお確かめください)。

限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

入院時や、高額な外来診療を受けられるときに、医療機関に限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)を提示すると、入院時食事代が減額され、医療機関の窓口での支払いの上限が限度額までとなります。

対象 後期高齢者医療制度の被保険者で、平成30年度の住民税が世帯全員非課税の人(課税世帯の人は対象外)。

手続き方法 減額認定証をお持ちで、8月以降も該当する人には、新しい被保険者証に減額認定証を同封して郵送します。申請手続きは不要です。

※対象となる人で減額認定証をお持ちでない人は、被保険者証と印鑑(認印可)を持参のうえ、国保年金課で申請してください。

医療制度が変わりました

負担能力に応じた負担を求める形で以下2点について制度が改正されました。

- 平成30年4月から、後期高齢者医療保険料の軽減率が変わりました。詳しくは医療保険料額決定通知に同封のチラシをご覧ください。
- 平成30年8月から70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。詳しくは新しい被保険者証に同封のチラシをご覧ください。

8月から限度額適用認定証の交付が受けられます

住民税課税所得145万円以上690万円未満の人にも限度額適用認定証を交付します。

詳しくは新しい被保険者証に同封のチラシをご覧ください。



↑今年度はうぐいす色になります

**平成30年度国民年金
保険料免除・猶予の
申請を受付中**

国民年金保険料の納付が困難な人を対象に、保険料の免除または猶予の申請を受け付けています。

免除または猶予が受けられるかどうかは、日本年金機構の審査を経て決定されます。

対象期間

平成30年7月分～平成31年6月分

申請方法

国保年金課または日本年金機構草津年金事務所まで申請。

持 印鑑、年金手帳、マイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの

※失業を理由とした申請や、別世帯の人が代理で申請する場合は、別途必要な書類あり。詳しくは左記へお問い合わせください。

問 国保年金課

☎(582)1120
☎(582)1138
日本年金機構草津年金事務所
☎(567)2220
☎(562)9638